

Sindell Law Offices,

A PROFESSIONAL CORPORATION

7 West 36th Street, 14th Floor, New York, New York 10018
Telephone: (212) 459-3800 • Facsimile: (212) 459-3805 • E-mail: slony@sindelllaw.com

Los Angeles Office
Sindell Law Offices, P.L.C.
444 South Flower, Suite 1535
Los Angeles, California 90071
Tel: 213-239-0099/Fax: 213-239-0109
e-mail: slola@sindelllaw.com

Tokyo Affiliate Office
American Business Creation, Inc.
2-3-5 Azabudai, NOA Building 15th Floor
Minato-Ku, Tokyo 106-0041 Japan
Tel: 03-3560-7548/Fax: 03-3560-7583
e-mail: info@abctny.com

2010年1月

H-1B ビザセミナー開催 (企業向け) のお知らせ

2010年1月8日、移民局はH-1B申請において重要な転機となるメモ（ニューフェルドメモ）を発表しました。このメモは、H-1Bビザに関する法律は変わらない一方で、これまでのH-1B申請規定が根本的に変わることを通達しているもので、会社としてH-1B従業員を雇用している企業にとってはとても重要な内容となっております。

今回のメモの中で特に移民局が重要視しているのは、その正当な雇用主対非雇用主の関係、つまりH-1Bをスポンサーする会社とH-1Bを基に就労する従業員の間に正当な労使関係（“employer-employee relationship”）が成り立っているかという点です。

H-1B申請はこれまで様々な雇用状況において使用されてきましたが、今回のメモは、スポンサー会社以外の場所での従業員の雇用、自分の会社での自分自身の雇用、契約社員の雇用、派遣社員としての雇用をはじめ、そうではない自社内での雇用など、通常のケースにおいても同様に申請に影響を及ぼすことが想定される大変重要な内容です。この労使関係を証明するには様々な証拠書類を用意しなければならず、今後H-1B従業員の雇用を考えているスポンサーする会社にとっては特に注意が必要です。更に今回のこのメモにはH-1B延長申請に関する新しい規定も付け加えられており、延長申請においても同様に、今後は、当メモにある指針に則り、これまで以上に入念な申請書類の準備を進めることが必要となるでしょう。

今回のこのメモを受け、シンデル法律事務所では、H-1B申請を行う全ての会社は、あらゆる雇用状況において、最初に移民局に提出する全てのH-1B申請書類に対して、このメモで示されている労使関係に関する明確な説明及び証拠を盛り込むべきであると考えております。

そこでシンデル法律事務所では、今回のメモが発行された背景は何か、今後のH-1B申請ではどのような情報及び書類が必要とされ、企業はH-1B雇用に対してどのような点に注意すべきか、解説いたします。

Sindell Law Offices, A PROFESSIONAL CORPORATION

7 West 36th Street, 14th Floor, New York, New York 10018
Telephone: (212) 459-3800 · Facsimile: (212) 459-3805 · E-mail: slony@sindelllaw.com

Los Angeles Office
Sindell Law Offices, P.L.C.
444 South Flower, Suite 1535
Los Angeles, California 90071
Tel: 213-239-0099/Fax: 213-239-0109
e-mail: slola@sindelllaw.com

Tokyo Affiliate Office
American Business Creation, Inc.
2-3-5 Azabudai, NOA Building 15th Floor
Minato-Ku, Tokyo 106-0041 Japan
Tel: 03-3560-7548/Fax: 03-3560-7583
e-mail: info@abctny.com

主催 : シンデル法律事務所

日時 : 2010年1月29日(金) 3PM~5PM

2010年2月12日(金) 3PM~5PM

(セミナーの内容は両日とも同じです)

場所 : シンデル法律事務所 7 West 36th Street 14th Floor New York, NY 10018

講師 : デビッド・シンデル弁護士 (日本語によるセミナーです)

内容 : 今後の H-1B 申請に関する移民局の新しい指針及び注意点

定員 : 各セミナー 10 人まで (定員になり次第締め切る)

費用 : お一人様 \$50

申し込み先 : slony@sindelllaw.com または 212-459-3800 (Ext103 吉窪まで)

参加申し込み御希望の方は電話または Email に氏名、会社名、役職名、電話番号、ご希望の日付けを記載の上、申し込み下さい (日本語可)。今回のメモについてはシンデル法律事務所ウェブサイト(www.sindelllaw.com)からも確認可能です。